

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【公表番号】特表2017-537729(P2017-537729A)

【公表日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-049

【出願番号】特願2017-531999(P2017-531999)

【国際特許分類】

A 61 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 61 M 16/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月7日(2018.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装着者の皮膚表面との間に接触圧力を及ぼすウェアラブルデバイスであって、前記ウェアラブルデバイスは、

第1の圧力が印加される第1の部材と、

前記第1の圧力に応えて前記皮膚表面に対して前記接触圧力を及ぼす接触部材と、

前記第1の部材と前記接触部材との間に位置する支持部材であって、前記支持部材は、少なくとも1つの支持部材フランジ、及び前記少なくとも1つの支持部材フランジから延在する複数の圧縮部材を含み、前記支持部材は、前記第1の部材及び前記接触部材とは別個に作り出された単体の部材であり、前記圧縮部材の各々は、少なくとも第1の所定のレベルの圧縮力が前記支持部材に印加されたことに応えて座屈する、支持部材とを備える、ウェアラブルデバイス。

【請求項2】

前記ウェアラブルデバイスは、患者の気道に呼吸ガスの流れを送達するための患者インターフェースデバイスであり、前記第1の部材は、圧力生成デバイスから前記呼吸ガスの流れを受け取り、前記接触部材は、前記患者インターフェースデバイスの前記装着者の顔に対して封止を作り出す封止部材である、請求項1に記載のウェアラブルデバイス。

【請求項3】

前記第1の部材は、主本体部分とフランジとを有するフェースプレート部材であり、前記封止部材は、前記フェースプレート部材に取り付けられる封止クッショングであり、前記封止クッショングは封正面を含み、前記支持部材は、前記フランジと前記封正面との間に設けられる、請求項2に記載のウェアラブルデバイス。

【請求項4】

前記封止クッショングは、上側支持部分に結合された封止フラップを含み、前記封正面は、前記封止フラップに設けられ、前記支持部材は、前記フランジと前記上側支持部分との間に設けられる、請求項3に記載のウェアラブルデバイス。

【請求項5】

前記圧縮部材の各々は、少なくとも第1の所定のレベルの前記圧縮力が前記支持部材に印加されたことに応えて前記患者インターフェースデバイスの内部から離間する方向に座屈するようにバイアスされる、請求項2に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 6】**

各前記圧縮部材の端部は、前記圧縮部材と前記少なくとも1つの支持部材フランジとの間の第1の接続点及び前記圧縮部材と前記少なくとも1つの支持部材フランジとの間の第2の接続点において、前記少なくとも1つの支持部材フランジに取り付けられ、前記患者インターフェースデバイスの前記内部から離間する前記方向に座屈するように前記圧縮部材をバイアスするために、各前記第1の接続点は丸みを帯び、各前記第2の接続点は角張っている、請求項5に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 7】**

前記圧縮部材の各々は、第1の厚さを有し、前記支持部材は、複数の第2の圧縮部材を含み、前記第2の圧縮部材の各々は、前記第1の厚さとは異なる第2の厚さを有し、前記第2の圧縮部材の各々は、少なくとも第2の所定のレベルの第2の圧縮力が前記支持部材に印加されたことに応えて座屈する、請求項2に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 8】**

前記圧縮部材は、前記支持部材の周辺部の周囲に離間され、前記支持部材は、複数のウェビング部材を更に含み、各前記ウェビング部材は前記圧縮部材のそれぞれの隣接する対の間に設けられている、請求項2に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 9】**

前記支持部材は、複数の第2の圧縮部材を含み、前記圧縮部材及び前記第2の圧縮部材の各々は、幅寸法と、前記幅寸法よりも長い長さ寸法とを有し、前記圧縮部材の各々の前記長さ寸法は、前記圧縮部材における前記支持部材の外側周辺部に接する線に対して実質的に垂直な方向に延在し、前記第2の圧縮部材の各々の前記長さ寸法は、前記第2の圧縮部材における前記支持部材の前記外側周辺部に接する線に対して実質的に平行な方向に延在する、請求項2に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 10】**

前記第1の部材は、枕型鼻クッションの主本体部分であり、前記封止部材は、前記主本体部分に取り付けられる鼻部突起であり、前記鼻部突起は、底面を含み、前記支持部材は、前記主本体部分と前記鼻部突起の前記底面との間に設けられる、請求項2に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 11】**

前記支持部材は、前記患者インターフェースデバイスが患者によって着用されると、前記圧縮部材の各々の長手軸が患者の顔の表面に垂直になるように構成される、請求項2に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 12】**

前記支持部材は、エラストマー材料から作られる、請求項1に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 13】**

各前記圧縮部材の端部は、前記圧縮部材と前記少なくとも1つの支持部材フランジとの間の第1の接続点及び前記圧縮部材と前記少なくとも1つの支持部材フランジとの間の第2の接続点において、前記少なくとも1つの支持部材フランジに取り付けられ、所定の方向に座屈するように前記圧縮部材をバイアスするために、各前記第1の接続点は丸みを帯び、各前記第2の接続点は角張っている、請求項1に記載のウェアラブルデバイス。

**【請求項 14】**

前記圧縮部材は、前記支持部材に沿って離間され、前記支持部材は、複数のウェビング部材を更に含み、各前記ウェビング部材は前記圧縮部材のそれぞれの隣接する対の間に設けられている、請求項1に記載のウェアラブルデバイス。